

※ 申請書類は A4 サイズに統一してください。

(か) 区市町村の長と歯科医師会会長との歯科訪問診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

- 不正使用に関する注意事項（必ず確認の上チェックしてください。）
「在宅歯科往診」標章を使用した場合、その車両は救急車と同様の駐車禁止等除外適用を受けます。
なお、当該標章は計画外の訪問のみに使用できるものです。これ以降の計画的な訪問歯科診療で標章を使用した場合、その標章を使用した者やこれに関与した者は刑事訴追を受ける可能性があります。計画的な訪問歯科診療の際は、駐車許可を申請してください。

区市町村以外の申請はできません。

- 1 レターパックプラス（お届け先欄記載のもの）
※ 標章を郵送交付するためです。
※ レターパックライトではありません。
- 2 申請書類チェックリスト（この書類）
- 3 除外標章交付申請書
- 4 車両一覧表
※ 車両2台以上の同時申請のみ。
- 5 自動車検査証又は自動車検査記録事項が記載された書面
※ できる限り自動車検査証記録事項での提出をお願いします。
- 6 区市町村の長と歯科医師会会長との委託契約書